

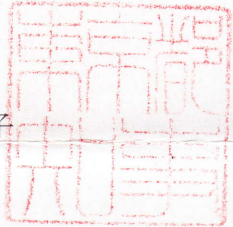
30総総法査第1089号の2

平成31年2月1日

審査請求人 有限会社ムラキ
代表者 取締役 村木智義 様
上記代理人 熊本一規 様

審査庁

東京都知事 小池 百合子



審理員の指名について（通知）

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求（30総総法査第1089号）について、行政不服審査法9条1項の規定により、下記の者を審理員に指名しましたので、その旨通知します。

記

総括審理員	総務局総務部審理担当課長	藤久 吉浩
審理員	総務局総務部法務課課長代理（審理担当）	長尾 恵理子

※ 今後の審査手続については、別紙「審査請求手続の流れ」を参照してください。

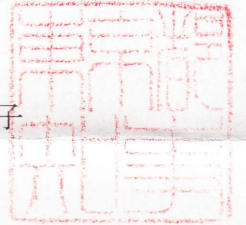
30総総法査第1090号の2

平成31年2月1日

審査請求人 有限会社杉原水産
代表者 代表取締役 杉原稔 様
上記代理人 熊本一規 様

審査庁

東京都知事 小池 百合子



審理員の指名について（通知）

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求（30総総法査第1090号）について、行政不服審査法9条1項の規定により、下記の者を審理員に指名しましたので、その旨通知します。

記

総括審理員	総務局総務部審理担当課長	藤久 吉浩
審理員	総務局総務部法務課課長代理（審理担当）	長尾 恵理子

※ 今後の審査手続については、別紙「審査請求手続の流れ」を参照してください。

審査請求手続の流れ

